

平成 2 5 年 度

大 気 汚 染 常 時 測 定 局 測 定 結 果

(平成 2 5 年 4 月 ～ 平成 2 6 年 3 月)

大 阪 府

ま え が き

大気汚染防止法第24条の規定により、平成25年4月から平成26年3月までの大気汚染状況の測定結果を公表します。

集計は、おおむね環境省の指定様式により行いました。また、気象要素（風向・風速、温度、湿度、雨量及び日射量）並びに交通量の各項目の集計を行いました。

なお、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、東大阪市、守口市、寝屋川市、松原市、柏原市、門真市、高石市、藤井寺市、交野市、茨木市の所管する測定局については、各市長から測定結果の提供を受けました。

平成26年9月

大阪府環境農林水産部環境管理室長

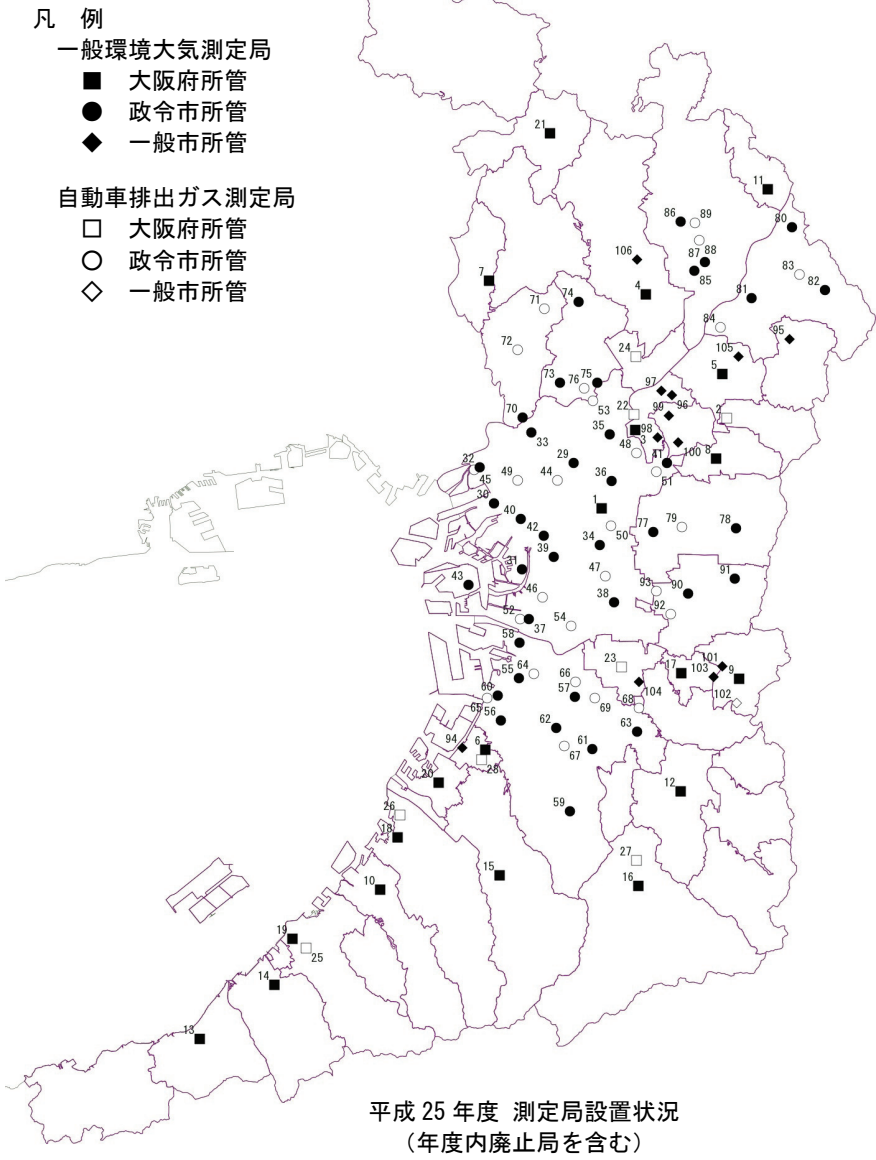
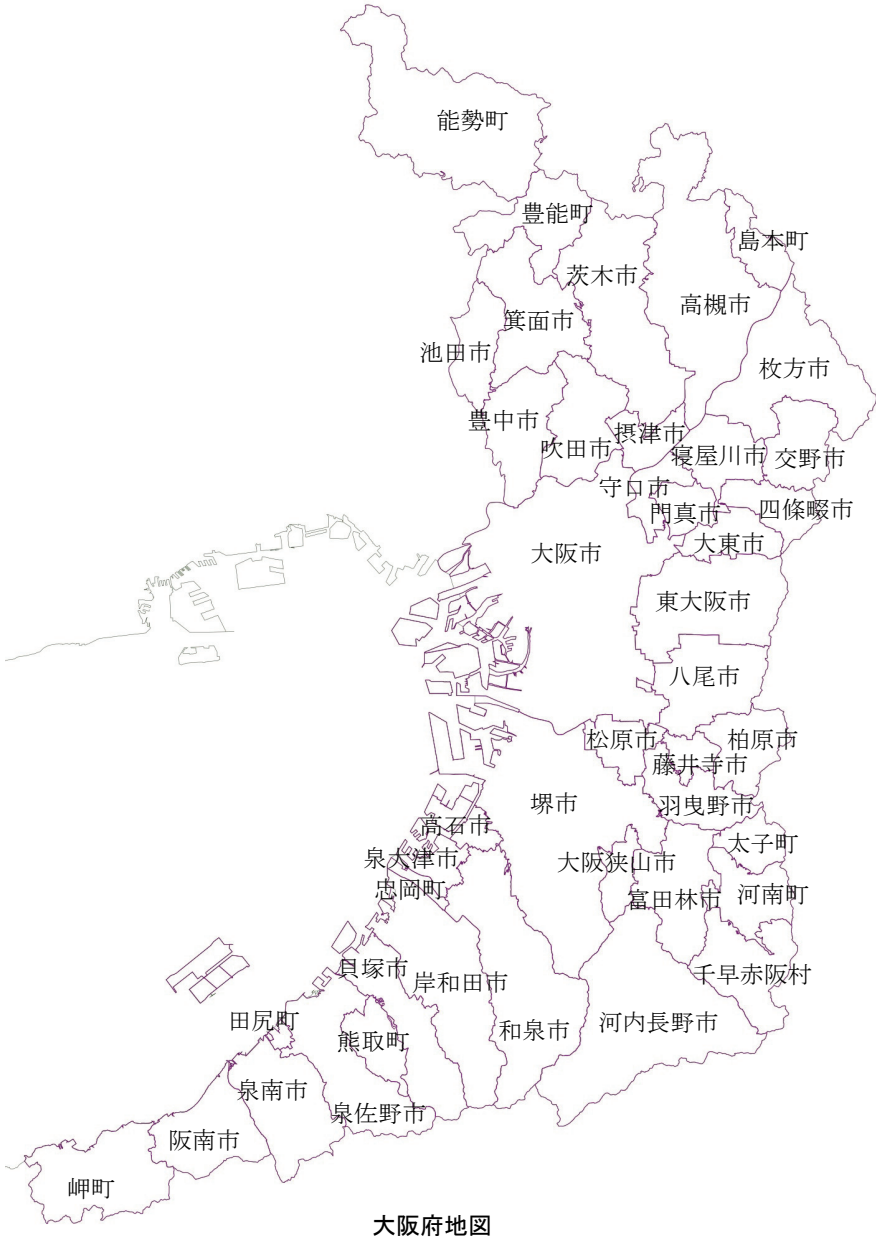
目 次

大気汚染常時監視測定局設置状況図・・・・・・・・・・	1
大気汚染常時監視測定局設置状況一覧・・・・・・・・・・	2
設置主体別設置局数及び項目別測定局数一覧・・・・・・・・	5
大気汚染物質測定結果の用語について・・・・・・・・・・	6
1. 大気汚染物質年間測定結果・・・・・・・・・・	9
(1) 二酸化窒素・・・・・・・・・・	11
(2) 一酸化窒素及び窒素酸化物・・・・・・・・・・	14
(3) 浮遊粒子状物質・・・・・・・・・・	17
(4) 微小粒子状物質・・・・・・・・・・	20
(5) 光化学オキシダント・・・・・・・・・・	22
(6) メタン及び全炭化水素・・・・・・・・・・	25
(7) 非メタン炭化水素・・・・・・・・・・	27
(8) 二酸化硫黄・・・・・・・・・・	29
(9) 一酸化炭素・・・・・・・・・・	31
2. 大気汚染物質月間測定結果・・・・・・・・・・	33
(1) 二 酸 化 窒 素・・・・・・・・・・	35
(2) 一 酸 化 窒 素・・・・・・・・・・	70

(3) 窒素酸化物	105
(4) 浮遊粒子状物質	140
(5) 微小粒子状物質	174
(6) 光化学オキシダント	191
(7) メタン	215
(8) 全炭化水素	226
(9) 非メタン炭化水素	237
(10) 二酸化硫黄	248
(11) 一酸化炭素	266
3. 降下ばいじん測定結果	273
(1) 降下ばいじん（総量）測定結果	275
4. 気象要素等測定結果	277
(1) 風配図（風向頻度及び風向別平均風速）	279
(2) 温度（平均値、最高値及び最低値）	356
(3) 湿度（平均値、最高値及び最低値）	358
(4) 雨量	359
(5) 日射量	360
(6) 交通量	364
5. 大気汚染物質濃度の年間測定結果の推移	365
(1) 二酸化窒素（年平均値）	367

(2) 二酸化窒素（日平均値の年間98%値）	371
(3) 一酸化窒素（年平均値）	375
(4) 窒素酸化物（年平均値）	379
(5) 浮遊粒子状物質（年平均値）	383
(6) 浮遊粒子状物質 （日平均値の2%除外値）	387
(7) 微小粒子状物質（年平均値）	391
(8) 微小粒子状物質（日平均値の年間98%値）	393
(9) 光化学オキシダント （昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数）	395
(10) 光化学オキシダント （昼間の1時間値の年平均値）	398
(11) メタン（年平均値）	401
(12) 全炭化水素（年平均値）	403
(13) 全炭化水素（6～9時における年平均値）	405
(14) 非メタン炭化水素（年平均値）	407
(15) 非メタン炭化水素 （6～9時における年平均値）	409
(16) 二酸化硫黄（年平均値）	411
(17) 一酸化炭素（年平均値）	414

大気汚染常時監視測定局設置状況図



大気汚染常時監視測定局設置状況一覧(平成25年度)

所管	番号	測定局名	所在地	用途地域	設置年度	二酸化硫黄	一酸化窒素	二酸化窒素	一酸化炭素	全炭化水素	非メタン炭化水素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	風向・風速	温度	湿度	雨量	日射量	交通量	種別	吸引口高さ(m)	風向風速計高さ(m)	対象道路	備考
大阪府	1	国設大阪	大阪市東成区中道1-3-62	準工	昭43	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	一般	20	33		
	2	国設四條畷	四條畷市江瀬美町12-11	商	平8	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	自排	4	11	国道170号	
	3	守口保健所	守口市梅園町4-15	商	昭42	●	●	●				●	●	●	●	●					一般	10	15		
	4	茨木市役所	茨木市駅前3-8-13	商	昭44	●	●	●				●	●	●	●	●			●		一般	10	44		
	5	寝屋川市役所	寝屋川市本町1-1	商	昭44	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●				●	一般	16	29		
	6	高石中学校	高石市東羽衣6-6-45	住	昭44	●	●	●				●	●	●	●	●					一般	16	18		
	7	池田市立南畑会館	池田市畑1-7-4	住	昭57	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●			●		一般	10	15		
	8	大東市役所	大東市谷川1-1-1	住	昭48	●	●	●				●	●	●	●	●					一般	17	27		
	9	府立修徳学院	柏原市大字高井田809-1	未	昭49	●	●	●				●	●	●	●						一般	4	15		
	10	貝塚市消防署	貝塚市鳥羽122-1	住	昭49	●	●	●				●	●	●	●						一般	16	23		
	11	島本町役場	島本町桜井2-1-1	住	昭50	●	●	●		※	※	●	●	※	●						一般	18	21		
	12	富田林市役所	富田林市常盤町1-1	商	昭60	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●		●		一般	30	35		
	13	南海団地	阪南市舞4-6-14	住	昭63	●	●	●				●	●	●	●						一般	5	11		
	14	泉南市役所	泉南市樽井1-1-1	住	昭63	●	●	●				●	●	●	●						一般	10	16		
	15	緑ヶ丘小学校	和泉市緑ヶ丘3-4-1	住	平3	●	●	●				●	●	●	●	●			●		一般	5	18		
	16	三日市公民館	河内長野市三日市町288-1	住	平4	●	●	●				●	●	●	●						一般	5	13		
	17	藤井寺市役所	藤井寺市岡1-1-1	住	平7	●	●	●				●	●	●	●	●					一般	9	45		
	18	岸和田中央公園	岸和田市西之内町279-2	住	平9	●	●	●		●	●	●	●		●	●	●				一般	5	10		
	19	佐野中学校	泉佐野市羽倉崎4-3-12	住	平11	●	●	●				●	●	●	●						一般	5	15		
	20	泉大津市役所	泉大津市東雲町9-12	準工	昭46	●	●	●				●	●	●	●						一般	24	24		
	21	豊能町役場	豊能町余野414-1	未	平21	●	●	●				●	●	●	●	●					一般	12	17		
	22	淀川工科高校	守口市京阪本通2-62	商	昭45	●	●	●		●	●	●	●							●	自排	3		国道1号	
	23	松原北小学校	松原市阿保1-16-3	商	昭46	●	●	●		●	●	●	●							●	自排	3		国道309号	
	24	摂津市役所	摂津市三島1-2-1	準工	昭47	●	●	●		●	●	●								●	自排	3		大阪府道2号大阪中央環状線	
	25	末広公園	泉佐野市新安松1-1-24	準工	平1	●	●	●				●	▲	●	●	●			●		自排	3	15	国道26号	
	26	天の川下水ポンプ場	岸和田市春木大園町8-20	住	平2	●	●	●				●									自排	4		府道大阪臨海線	
	27	外環河内長野	河内長野市西之山町2-21	準工	平3	●	●	●				●	●								自排	3		国道170号	
	28	カモードールMBS	高石市西取石6-11-1	住	平4	●	●	●		●	●	●	●								自排	2		国道26号	
大阪市	29	菅北小学校	大阪市北区菅栄町9-5	商	昭47	●	●	●				●	●								一般	20			
	30	此花区役所	大阪市此花区春日出北1-8-4	住	昭42	●	●	●		●	●	●	●	●							一般	15	17		
	31	平尾小学校	大阪市大正区平尾2-21-28	住	昭40	●	●	●				●	●	●	●	●			●		一般	15	18		
	32	淀中学校	大阪市西淀川区大和田6-13-6	住	昭41	●	●	●				●	●	●	●						一般	15	20		
	33	野中中学校	大阪市淀川区野中北1-11-26	準工	昭40	●	●	●		●	●	●	●	●							一般	16	20		
	34	勝山中学校	大阪市生野区勝山北3-13-44	住	昭42	●	●	●				●	●	●	●						一般	18	21		
	35	大宮中学校	大阪市旭区中宮4-7-11	住	昭42	●	●	●				●	●	●	●						一般	15	17		
	36	聖賢小学校	大阪市城東区新喜多2-4-35	住	昭41	●	●	●				●	●	●	●						一般	16	19		
	37	清江小学校	大阪市住之江区御崎5-7-17	住	昭42	●	●	●				●	●	●	●						一般	18	21		
	38	摂陽中学校	大阪市平野区平野西3-4-7	住	昭43	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●		●		一般	16	21		
	39	今宮中学校	大阪市西成区花園北1-8-32	商	昭42	●	●	●				●	●	●	●						一般	14	16		
	40	九条南小学校	大阪市西区九条南2-13-17	準工	昭49	●	●	●				●	●	●							一般	22			
	41	茨田北小学校	大阪市鶴見区浜3-8-66	住	昭48	●						●	●								一般	15			
	42	難波中学校	大阪市浪速区塩草1-1-59	住	昭49	●						●									一般	19			
	43	南港中央公園	大阪市住之江区南港東8	準工	平11	●	●	●				●	●	●	●						一般	5	14		
	44	梅田新道	大阪市北区西天満2-7-9	商	昭41	●	●	●				●									自排	3		国道25号	

大気汚染常時監視測定局設置状況一覧(平成25年度)

所管	番号	測定局名	所在地	用途地域	設置年度	二酸化硫黄	一酸化窒素	二酸化窒素	一酸化炭素	全炭化水素	非メタン炭化水素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	風向・風速	温度	湿度	雨量	日射量	交通量	種別	吸引口高さ(m)	風向風速計高さ(m)	対象道路	備考
大阪市	45	出来島小学校	大阪市西淀川区出来島2-2-24	住	昭44	●	●	●	●	●	●	●	●	●							自排	3		国道43号	
	46	北粉浜小学校	大阪市住之江区粉浜1-5-48	商	昭43	●	●	●		●	●		●	●							自排	3		国道26号	
	47	杭全町交差点	大阪市東住吉区杭全町265	住	昭45	●	●	●					●	●							自排	3		国道25号	
	48	新森小路小学校	大阪市旭区新森6-3-13	住	昭45	●	●	●					●	●							自排	4		国道163号	
	49	海老江西小学校	大阪市福島区海老江8-1-10	商	昭45	●	●	●					●								自排	3		国道2号	
	50	今里交差点	大阪市東成区大今里西3-3-11	商	昭46	●	●	●	●				●								自排	5		府道大阪八尾線	
	51	茨田中学校	大阪市鶴見区諸口3-4-44	商	昭47	●	●	●					●								自排	3		府道大阪生駒線	
	52	住之江交差点	大阪市住之江区南加賀屋1-1	住	昭47	●	●	●													自排	2		市道浜口南港線	
	53	上新庄交差点	大阪市東淀川区上新庄2-4-15	住	昭47	●	●	●													自排	2		国道479号	
	54	我孫子中学校	大阪市住吉区我孫子東1-4-32	商	昭48	●	●	●					●	●							自排	3		府道大阪高石線	
堺市	55	少林寺	堺市堺区少林寺町東4-1-1	住	昭38	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●		●		一般	14	18		
	56	浜寺	堺市西区浜寺船尾町西5-60	住	昭38	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●				一般	15	18		
	57	金岡	堺市北区金岡町1254	住	昭40	●	●	●		●	●	●	●	●	●						一般	15	18		
	58	三宝	堺市堺区三宝町5-286	住	昭45	●	●	●		●	●	●	●	●	●						一般	4	6		
	59	若松台	堺市南区若松台3-34-1	住	昭46	●	●	●				●	●	●	●	●	●				一般	15	18		
	60	石津	堺市西区浜寺石津町中2-3-28	住	昭39	●	●	●		●	●	●	●	●	●						一般	15	18		
	61	登美丘	堺市東区大美野135	住	昭46	●	●	●				●	●	●	●						一般	15	18		
	62	深井	堺市中区深井水池町3214	住	平2	●	●	●				●	●	●	●						一般	15	19		
	63	美原	堺市美原区小平尾390	住	平20	●	●	●				●	●	●	●	●	●				一般	3	10		
	64	堺市役所	堺市堺区南瓦町3-1	商	昭45	●	●	●				●									自排	3		府道大阪和泉泉南線	
	65	湊岸	堺市西区石津西町24-4	住	昭63	●	●	●				●									自排	4		府道大阪臨海線	
	66	常磐浜寺	堺市北区新金岡町4-1-9	商	昭63	●	●	●				●									自排	3		府道大阪高石線	
	67	阪和深井畑山	堺市中区深井東町2661-3	他	平4	●	●	●				●			●						自排	7	8	府道泉大津美原線	
	68	美原丹上	堺市美原区丹上329-1	準工	平16	●	●	●				●	●	●							自排	5	10	南阪奈道路	
	69	中環石原	堺市東区石原町1丁102	準工	平24	●	●	●				●	●	●							自排	3	6	大阪府道2号大阪中央環状線	
豊中市	70	千成(H26.4.1より「豊中市千成」)	豊中市千成町2-2-65	準工	昭49	●	●	●				●	●	●	●						一般	7	8		
	71	千里(H26.4.1より「豊中市千里」)	豊中市新千里西町1-1-3	商	昭49	●	●	●				●	●	●	●						自排	8	11	市道新千里5号線	
	72	豊中市役所	豊中市中桜塚3-1-1	商	昭46	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					※	自排	3	38	国道176号	
吹田市	73	吹田市垂水	吹田市垂水町3-25-16	商	昭47	●	●	●				●	●	●	●						一般	9	24		
	74	吹田市北消防署	吹田市藤白台1-1	住	昭53	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●		●		一般	9	14		
	75	吹田市川園	吹田市南高浜町33-1	住	昭42	●	●	●				●	●	●	●						一般	8	16		
	76	吹田簡易裁判所	吹田市寿町1-5	商	平8	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						自排	3	8	国道479号	
東大阪市	77	東大阪市西保健センター	東大阪市高井田元町2-8-27	商	昭42	●	●	●		●	●	●	●	●	●						一般	10	15		
	78	東大阪市旭町庁舎	東大阪市旭町1-1	商	昭44	●	●	●				●	●	●	●	●	●				一般	18	28		
	79	東大阪市環境衛生検査センター	東大阪市西岩田3-3-2	商	昭50	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						自排	10	15	大阪府道2号大阪中央環状線	
枚方市	80	楠葉	枚方市楠葉並木2-29-3	住	昭50	●	●	●				●	●	●	●						一般	7	13		
	81	枚方市役所	枚方市大垣内町2-1-20	商	昭47	●	●	●		●	●	●	●	●	●						一般	21	28		
	82	王仁公園	枚方市王仁公園1-1	未	昭51	●	●	●				●	●	●	●						一般	4	8		
	83	招提	枚方市招提南町3-1022-1	準工	昭62	●	●	●				●	●	●	●						自排	2	7	国道1号	
	84	中振	枚方市南中振3-294-8	工	平1	●	●	●	●			●	●	●	●						自排	2	9	国道1号	
高槻市	85	高槻南	高槻市芝生町2-10-26	住	昭60	※	※	※				※	※	※	※	※	※				一般	6	8		
	86	高槻北	高槻市大蔵司2-51-2	住	昭63	●	●	●				●	●	●	●						一般	6	13		
	87	庄所	高槻市南庄所町3	住	平26	●	●	●				●	●	●	●	●					一般	3	10		
	88	高槻市役所	高槻市桃園町2-1	商	昭47	●	●	●	●	●		●		●	●						自排	4	11	国道171号	
	89	緑が丘	高槻市緑が丘1-12-1	住	平10	●	●	●				●		●	●						自排	4	10	名神高速道路	

大気汚染常時監視測定局設置状況一覧(平成25年度)

所管	番号	測定局名	所在地	用途地域	設置年度	二酸化硫黄	一酸化窒素	二酸化窒素	一酸化炭素	全炭化水素	非メタン炭化水素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	風向・風速	温度	湿度	雨量	日射量	交通量	種別	吸引口高さ(m)	風向風速計高さ(m)	対象道路	備考
八尾市	90	八尾保健所	八尾市清水町1-2-5	商	昭40	●	●	●				●	●	●	●						一般	12	16		
	91	水越	八尾市水越3-70	他	平13	●	●	●					●		●						一般	3	6		
	92	太子堂	八尾市南太子堂2-4-7	住	昭45		●	●		●	●		●								自排	3		国道25号	
	93	久宝寺緑地	八尾市西久宝寺651	住	平19		●	●					●								自排	3		大阪府道2号大阪中央環状線	
高石市	94	高石消防署高師浜出張所	高石市高師浜4-15-34	住	平18	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●			一般	9	14		
交野市	95	交野市役所	交野市私部1-1-1	住	昭49	●	●	●				●	●								一般	9			
守口市	96	第一測定局(金田)	守口市金田町1-4-1	住	昭58	●	●	●				●	●		●						一般	5	9		
	97	第二測定局(大日)	守口市大日町3-168	準工	昭60	●	●	●				●	●		●						一般	4	14		
	98	第三測定局(錦)	守口市菊水通4-28	準工	平2	●	●	●	※			●	●		●						一般	11	12		
門真市	99	門真市役所	門真市中町1-1	住	昭55	●	●	●				●	●		●						一般	14	16		
	100	門真市南	門真市大字三ツ島1529	住	平3	●	●	●	●			●	●		●						一般	4	6		
柏原市	101	柏原市役所	柏原市安堂町1-55	商	昭47		●	●				●	●		●						一般	3	23		
	102	西名阪柏原旭ヶ丘	柏原市旭ヶ丘3-4986-543	住	平13		●	●					●								自排	4		西名阪自動車道	
藤井寺市	103	道明寺東小学校	藤井寺市国府2-5-21	住	昭61							●			●						一般	5	10		
松原市	104	大塚高校	松原市西大塚2-1005	住	平2		●	●				●	●								一般	5			
寝屋川市	105	成田	寝屋川市成田町3-6	住	昭61	●	●	●	●			●	●		●	●	●				一般	2	12		
茨木市	106	耳原小学校	茨木市耳原2丁目20-55	住	平20	●	●	●				●	●		●	●					一般	4	12		

注 1) 用途地域の欄は「都市計画法」(昭和43年、法律第100号)第8条に定める地域の用途区分であって、略名は次のとおりとする。なお、この略名は年間測定結果の各表の用途地域の欄に共通とする。

住 第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域、第一種及び第二種住居地域並びに準住居地域

商 近隣商業地域及び商業地域

準工 準工業地域

工 工業地域

工専 工業専用地域

風致 風致地区

臨港 臨港地区

未 都市計画区域で上記のいずれにも該当しない地域

他 都市計画区域以外の地域

注 2) 測定局の種別は次のとおり。

一般 一般環境大気測定局

自排 自動車排出ガス測定局

注 3) 表中の記号については次のとおり。

● 測定項目

▲ 測定方法が環境省の認定基準を満たさず参考値として掲載した項目

※ 年度内で測定を終了した項目

大気汚染常時監視測定局の設置主体別・項目別測定局数(平成25年度)

項 目		設置局数		二酸化硫黄		窒素酸化物		一酸化炭素		全炭化水素		非メタン炭化水素		光化学オキシダント		浮遊粒子状物質		微小粒子状物質		風向・風速		温 度		湿 度		雨 量		日射量		交通量	
局種別 設置主体		一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排
		一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排	一般	自排
大 阪 府		20	8	5	1	20	8	1	1	7	5	7	5	20	0	20	8	15	6	20	2	11	2	5	2	1	0	6	1	0	4
政 令 市	大 阪 市	15	11	12	2	13	11	0	3	3	2	3	2	13	0	14	9	7	5	11	0	2	0	2	0	0	0	2	0	0	0
	堺 市	9	6	6	0	9	6	0	2	5	0	5	0	9	0	9	6	5	2	9	3	4	0	4	0	0	0	1	0	0	0
	豊 中 市	1	2	1	1	1	2	0	1	0	1	0	1	1	2	1	2	1	0	1	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1
	吹 田 市	3	1	3	1	3	1	0	1	1	1	1	1	3	0	3	1	1	1	3	1	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0
	高 槻 市	3	2	3	1	3	2	0	2	0	1	0	1	3	0	3	2	2	0	2	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	枚 方 市	3	2	2	1	3	2	0	1	1	0	1	0	3	0	3	2	1	1	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	八 尾 市	2	2	2	0	2	2	0	0	0	1	0	1	1	0	2	2	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	東 大 阪 市	2	1	2	1	2	1	0	1	1	1	1	1	2	1	2	1	2	1	2	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	38	27	31	7	36	27	0	11	11	7	11	7	35	3	37	25	20	10	33	11	10	2	9	0	0	0	4	0	0	1
一 般 市		12	1	9	0	11	1	4	0	1	0	1	0	12	0	11	1	0	0	10	0	2	0	2	0	1	0	0	0	0	0
合 計		70	36	45	8	67	36	5	12	19	12	19	12	67	3	68	34	35	16	63	13	23	4	16	2	2	0	10	1	0	5

- 備考 1. 局種別中「一般」は一般環境大気測定局、「自排」は自動車排出ガス測定局を示す。
2. 政令市は大気汚染防止法施行令第13条第3項及び第4項の規定による、地方自治法の指定都市の大阪市及び堺市、中核市の高槻市及び東大阪市、並びに特例市の豊中市、吹田市、枚方市及び八尾市(8市)である。
3. 一般市とは、守口市、寝屋川市、松原市、柏原市、門真市、高石市、藤井寺市、交野市及び茨木市(9市)である。
4. 大阪府設置局には国設局(国設大阪及び国設四條畷)を含む。
5. 測定局数は平成25年度内で測定を終了した局・項目を含む延べ数である。
6. 微小粒子状物質の測定方法が環境省の認定基準を満たさない測定局(国設大阪(一般)、国設四條畷(自排)及び末広公園(自排)、いずれも大阪府設置局)を含む。

大気汚染物質測定結果の用語について

1. 大気汚染に係る環境基準と評価方法

(1) 環境基準

項 目	基 準
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ 1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること
微小粒子状物質	1 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ 1 日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること

備考 1 1ppm とは 1m^3 大気中に 1cm^3 の汚染物質が存在する場合の濃度を示す。

$$1\mu\text{g} = 0.001\text{mg} = 0.000001\text{g}$$

備考 2 1 時間値とは、正時 (00 分) から次の正時までの間に得られた測定値を示し、後の時刻を測定値の時刻とする。例えば午前 6 時の 1 時間値は、午前 5 時から 6 時までに測定された値をいう。

備考 3 光化学オキシダントの要因物質である非メタン炭化水素については、環境基準はなく次の指針で評価している。： 午前 6 時～9 時の 3 時間平均値が 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲内又はそれ以下であること。

(2) 環境基準の評価方法

① 短期的評価 (浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化硫黄及び一酸化炭素)

測定を行った日について、1 時間値の 1 日平均値、1 時間値の 8 時間平均値、または 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。

② 長期的評価 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素及び微小粒子状物質)

(ア) 二酸化窒素 (年間 98% 値)

年間の 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当する値 (365 日分の測定値がある場合、低い方から 358 番目の値) を環境基準と比較して評価を行う。

(イ) 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素 (2% 除外値)

年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2% の範囲にあるもの (365 日の測定値がある場合、高い方から 7 日分の測定値) を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。ただし、1 日平均値について環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、環境基準を達成しなかったものとする。

(ウ) 微小粒子状物質 (年平均値、年間 98 パーセンタイル値)

1 年平均値 (長期基準) 及び 1 日平均値 (短期基準) の両方について長期的評価を行い、両方を達成した場合に、環境基準を達成したものとする。1 日平均値は、年間の 1 日平均値のうち低い方から 98% に相当する値とする。

③ 有効測定日、有効測定局の考え方

1 日平均値に関する評価は、1 日 20 時間以上の測定時間を有する「有効測定日」を対象とする。

また、長期的評価は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素については年間 6000 時間以上の測定時間を有する局、微小粒子状物質については測定方法が環境省の認定基準を満たすとともに年間の有効測定日が 250 日以上を局を対象とする。光化学オキシダントについては年間 1 時間以上の昼間の測定時間を有する局、非メタン炭化水素については年間で 1 日以上午前 6 時から 9 時までの連続した測定値をすべて有する日がある局を評価の対象とする。これらの評価の対象となった局を「有効測定局」とする。

2. 他の用語等

(1) 日平均値

日平均値は、1 日 20 時間以上測定された日の 1 時間値の算術平均値をいう。

(2) 有効測定日数及び6～9時における測定日数

有効測定日数は、前述の有効測定日の総和をいう。また、6～9時における測定日数は、非メタン炭化水素、メタン及び全炭化水素について、6～9時までの3時間の連続した測定値をすべて有する日の総和をいう。

(3) 年(月)平均値、昼間の年(月)平均値及び6～9時における年(月)平均値

年(月)平均値、光化学オキシダントの昼間の年(月)平均値、及び非メタン炭化水素、メタン及び全炭化水素の6～9時における年(月)平均値は、次式により算出する。

- ・年(月)平均値＝年(月)間の測定値の総和／測定時間数
- ・昼間の年(月)平均値
＝年(月)間の昼間の測定値(6～20時の1時間値)の総和／年(月)間の昼間の測定値の測定時間の総和
- ・6～9時における年(月)平均値
＝年(月)間の6～9時の測定値の総和／年(月)間の6～9時の測定時間の総和

(4) 6～9時における3時間平均値及び8時間平均値

6～9時における3時間平均値は、非メタン炭化水素、メタン及び全炭化水素について、6～9時までの3時間の連続した測定値の算術平均値をいう。ただし、この時間帯の測定値に1時間でも欠測がある場合、この日の3時間平均値は欠測とする。

また、8時間平均値は、一酸化炭素について1日の測定時間のうち、連続した8時間(1～8時、9～16時、17時～24時の1日3回の時間帯)の1時間値の算術平均値をいう。ただし、8時間のうち6時間以上測定した場合は有効とするが、5時間以下の場合はこの時間帯の8時間平均値は欠測とする。

(5) 測定方式

測定は下表に示す方式により実施している。年間測定結果表の備考欄には、3月31日時点または測定終了時点での測定方式を示す。

項 目	測 定 方 式
窒素酸化物(一酸化窒素、二酸化窒素)	吸光光度法、化学発光法(乾式)
光化学オキシダント	吸光光度法、紫外線吸収法(乾式)
炭化水素類(全炭化水素、非メタン炭化水素)	非メタン炭化水素測定法(直接法)
浮遊粒子状物質	ベータ線吸収法
微小粒子状物質	ベータ線吸収法、フィルター振動法、光散乱法
二酸化硫黄	溶液導電率法、紫外線蛍光法(乾式)
一酸化炭素	非分散型赤外線吸収法

